

開発行為等 許可申請手数料

山形市まちづくり政策課

事務の根拠 となる法令条項	手数料の名称	手数料額 (円)	山形市 手数料条例
租税特別措置法	優良宅地造成認定 申請手数料	86,000	第2条 別表第1 第99
都市計画法 第29条第1項 又は第2項	開発行為許可申請手数料		第2条 別表第1 第114
	(1) 自己の居住用の住宅		
	0.1ha未満	8,600	
	0.1ha以上 0.3ha未満	22,000	
	0.3ha以上 0.6ha未満	43,000	
	0.6ha以上 1.0ha未満	86,000	
	1.0ha以上 3.0ha未満	130,000	
	3.0ha以上 6.0ha未満	170,000	
	6.0ha以上 10.0ha未満	220,000	
	10.0ha以上	300,000	
	(2) 自己の業務用		
	0.1ha未満	13,000	
	0.1ha以上 0.3ha未満	30,000	
	0.3ha以上 0.6ha未満	65,000	
	0.6ha以上 1.0ha未満	120,000	
	1.0ha以上 3.0ha未満	200,000	
	3.0ha以上 6.0ha未満	270,000	
	6.0ha以上 10.0ha未満	340,000	
	10.0ha以上	480,000	
	(3) 非自己用		
	0.1ha未満	86,000	
	0.1ha以上 0.3ha未満	130,000	
	0.3ha以上 0.6ha未満	190,000	
0.6ha以上 1.0ha未満	260,000		
1.0ha以上 3.0ha未満	390,000		
3.0ha以上 6.0ha未満	510,000		
6.0ha以上 10.0ha未満	660,000		
10.0ha以上	870,000		

事務の根拠 となる法令条項	手数料の名称	手数料額 (円)	山形市 手数料条例
都市計画法第 35条の2	開発行為変更許可手数料		第2条 別表第1 第115
	(1) 上限	870,000	
	(2) 設計の変更	開発行為許可申請 手数料の10分の1	
	(3) 区域の編入	区域編入の面積に 応じて開発行為許可 申請手数料の額	
	(4) その他	10,000	
都市計画法 第41条第2項 ただし書	市街化調整区域等における 建築物の特例許可申請手数料	46,000	第2条 別表第1 第116
都市計画法 第42条第1項 ただし書	予定建築物等以外の 建築等許可申請手数料	26,000	第2条 別表第1 第117
都市計画法 第43条第1項	開発行為を受けない市街化調整区域内の 土地における建築等許可申請手数料		第2条 別表第1 第118
	0.1ha未満	6,900	
	0.1ha以上 0.3ha未満	18,000	
	0.3ha以上 0.6ha未満	39,000	
	0.6ha以上 1.0ha未満	69,000	
	1.0ha以上	97,000	
都市計画法 第45条	開発許可を受けた地位の承継の 承認申請手数料		第2条 別表第1 第119
	(1) 自己の住宅又は自己の 業務用で1ha以上	1,700	
	(2) 自己の業務用で1ha以上	2,700	
	(3) 非自己用	17,000	
都市計画法 第47条第5項	開発登録簿の写しの交付手数料 (1枚につき)	470	第2条 別表第1 第120